

令和2年度市民相談のご案内

困ったときは、ご相談を。相談は無料です。相談内容の秘密は守ります。（市内にお住まいの方が対象です。）
 どの相談を受けたらよいか分からない場合は、担当へお問い合わせください。
 面談による相談時間は、1人30分以内です。（★印の相談は、年度で1回のみです。）（人権相談は60分）

相談名	相談内容	相談日時	相談員	申込方法
★法律相談	夫婦、金銭トラブル、相続、借地、借家、多重債務など法律的な問題の相談	金曜日 13:00～ 16:00	弁護士	予約制 相談日の週初めから
★司法書士相談	登記、相続、遺言、多重債務、成年後見制度などの相談 民事に関する紛争 ・ただし、140万円以下のもの ・裁判書類の作成等の事務についての相談	第2木曜日 13:00～ 16:00	認定司法書士	予約制 月初めから当日まで
社会保険労務士相談	年金や社会保険、労働災害などの相談	第2水曜日 13:30～ 16:00	社会保険 労務士	
★税務相談	相続、贈与、土地売買などの税金の相談	第3火曜日 13:00～ 16:00	税理士	
行政相談	国の行政全般についての苦情や相談、意見・要望など	第3水曜日 13:30～ 16:00	行政相談委員	
不動産相談	土地や建物の取引、賃貸などの相談	第3木曜日 13:30～ 16:00	宅地建物 取引士	
行政書士相談	遺言書、遺産分割協議書などの書類作成に関する相談 （ただし、交渉において解決しなければならない法的紛議が生じることがほぼ不可避である案件に係るものを除く。）	第2、4月曜日 13:30～ 16:00	行政書士	
人権相談	家庭内の問題、近隣トラブル、虐待、ハラスメントなど、人権問題に関する相談	第3月曜日 13:30～ 16:00 （※祝祭日は 翌日午前中）	人権擁護委員	

伊勢原市消費生活センター 消費生活相談専用電話：95-3500

相談名	相談内容	相談日時	相談員	申込方法
消費生活相談	契約に関するトラブルの苦情やクーリング・オフなどに関する相談	月曜日～金曜日 （祝日を除く） 9:30～12:00 13:00～16:00	消費生活 相談員	当日受付順

次のいずれかに該当する場合は、相談をお受けできません。
 ○市外にお住まいの人→お住まいの市町村消費生活センター又は消費者ホットライン(188)
 ○営利・営業目的の場合→経済産業省中小企業相談室(関東経済産業局 048-600-0334)をご利用ください。

事務担当:人権・広聴相談課 電話番号:94-4717(市民相談) 94-4716(人権相談)